

## 平成25年第3回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成25年5月27日（月） 14時00分

○招集場所 北谷公民館

○ 会議に付した議件

議第35号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）4. 1付

議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5. 1付

議第37号 専決処分について（見附市青少年指導員の委嘱について）

議第38号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）

議第39号 専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）

議第40号 専決処分について（見附市学校運営協議会委員会の委嘱について）

議第41号 専決処分について（見附市立学校評議会委員の委嘱について）

議第42号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）

議第43号 専決処分について（見附市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第44号 専決処分について（見附市公民館運営審議会委員の委嘱について）

議第45号 専決処分について（見附市スポーツ推進委員の委嘱について）

議第46号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について）

議第47号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定  
について

議第48号 平成25年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の  
原案について

○出席委員（5名）

委員 長	小林 弘武 君
委員	南雲 京子 君
委員	武田 一夫 君
委員	小倉美砂子 君
委員・教育長	神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長	星野 隆 君
学校教育課長	松井 謙太 君
こども課長	土田 浩司 君
まちづくり課長	森沢 亜土 君
教育総務課長補佐	星 正樹 君
学校教育課長補佐	神林 俊之 君
こども課長補佐	岡田 恵子 君
教育総務課主事	佐野 功次郎 君

14時00分開会

委員 長

只今より、平成25年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員は5名全員であります。

委員 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により南雲委員を指名します。

委員 長

日程第2 報告事項1. 学校給食7分つき米導入について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

4月18日(木)市役所にて保護者、市議会議員、学校長等計62名から試食いただき、総計76名(市職員含む)からアンケート記入いただきました。「1. 外観(白さ、つや等)」「2. 香り」「3. 感触(舌触り、歯ごたえ等)」「4. 味わい(粘り、硬さ等)」の4点について、「良い」「ふつう」「わるい」の三段階評価で回答いただいた結果、「良い」が46.3%、「ふつう」が51.2%で、「ふつう」以上の評価をいただいた方が97.5%という好結果でした。4月20日(土)名木野小学校、26日(金)特別支援学校、27日(土)南、今町中学校PTA総会にて、給食センター職員主催の試食会を開催し、保護者等の理解を得て、5月8日(水)以降、7分つき米の提供を開始しています。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

通常のお米と比べ、7分つき米の香り、感触(舌触り、歯ごたえ等)等は大きく違和感を感じるものですか。

教 育 部 長

ほとんど差異が判らない程度の違いです。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移ります。

委員 長

報告事項2. 伊達市移動教室について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

昨年度から実施している「伊達市移動教室」について、昨年度は伊達市の9小学校（児童数：168名）を招待しました。本年度は6月より、3小学校（葛巻、今町、新潟小）に伊達市の4小学校（児童数：77名）を受け入れます。5月7日（火）には、伊達市職員7名、NPO職員2名、見附市職員・学校教職員が参加する「打合せ会」を開催しました。伊達市児童がのびのびと屋外活動するとともに、両市の児童交流を一層促進することが目的です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

「受け入れ可能学校数」を、見附市が指定したうえで事業実施するのですか。

学校教育課長

伊達市より、4校を参加させたい希望があった為、見附市受け入れ校（3校）を指定しました。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移ります。

委 員 長

報告事項3. 中央保育園民営化の進捗状況について、こども課長より説明願います。

こども課長

平成26年4月の民営化移行に向け、5月8日（水）移管先法人が中央保育園を会場に、保護者説明会を開催しました。移管後の名称を「わかくさ中央保育園」にする旨等を説明しました。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

教 育 長

民営化移行後も、現在見附市が進める政策（四つ葉運動等）が「わかくさ中央保育園」運営方針に継続反映される工夫がされていますか。

こども課長

「移管法人応募要領」に、「見附市が進める政策を引続き実施する」「市の基本方針を理解した上で、市の政策に協力する」旨を謳いました。

委 員 長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委 員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委 員 長

日程第3 議第35号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会の委嘱について）4. 1付、議第36号 専決処分について（見附市学校給食

センター運営委員会委員の委嘱について) 5. 1付について、議題とします。教育部長より説明願います。

教 育 部 長

議第35号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会の委嘱について) 4. 1付について、P6をご覧ください。現行委員の任期が平成25年4月30日までであるところ、葛巻小学校長が平成25年度異動した為、新校長(青野氏)に委嘱するものです。

議第36号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 5. 1付について、見附市学校給食センター運営委員会委員全員を、任期満了に伴い、5月1日付で再委嘱するものです。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委 員 長

次に、議第37号「専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)」から議第41号「専決処分について(見附市立学校評議会委員の委嘱について)」について、議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第37号「専決処分について（見附市青少年指導員の委嘱について）」、P12に記載した名簿の通り、26名に委嘱します。任期は平成27年3月31日までの2年間です。

議第38号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）、P15に記載した名簿の通り、10名に委嘱します。任期は平成27年3月31日までの2年間です。

議第39号 専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）、P18に記載した名簿の通り、委員18名、相談員15名、事務局2名を委嘱します。任期は平成26年3月31日までの1年間です。これまで「就学指導委員会」とした名称を、今年度から「就学支援委員会」に改める他、相談員としてこども課所属の保健師、健康福祉課所属の総括主査が加わりません。

議第40号 専決処分について（見附市学校運営協議会委員会の委嘱について）、P21、22に記載した名簿の通り、104名を委嘱します。

議第41号 専決処分について（見附市立学校評議会委員の委嘱について）、P25に記載した名簿の通り、5名を委嘱します。任期は平成26年3月31日までの1年間です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委 員 長

次に、議第42号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）、議第43号 専決処分について（見附市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱の制定について）、議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第42号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）、P28をご覧ください。「見附市子ども支援対策地域協議会」は、児童虐待を防止する為に関係機関と情報を共有し、連携して支援することを目的に設置しており、「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱 別表」に定める機関から委員を推薦していただき、委嘱します。平成25年3月末で任期満了した為、新たに推薦いただいた方々を「代表者会議委員」「実務者会議委員」として、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで委嘱します。

議第43号 専決処分について（見附市行政措置予防接種実施要綱の一部を改正する要綱の制定について）、P29をご覧ください。平成25年4月の「予防接種法」改正により、「子宮頸がん」「ヒブ」「小児用肺炎球菌ワクチン」が、「任意予防接種」から「定期接種」に変更した為、旧来「任意予防接種」として市が実施する為に制定された本要綱を改正します。P31「別表1」では、行政措置予防接種の対象者から、「子宮頸がん」「ヒブ」「小児用肺炎球菌ワクチン」対象者を削除します。P32「別表2」では、「子宮頸がん」「ヒブ」であっても、発熱等



の理由により「規定する接種間隔」を越えたものは、行政措置予防接種の対象とするよう改正します。附則において、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員長

続いて、議第44号「専決処分について（見附市公民館運営審議会委員の委嘱について）」から議第46号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について）」、議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第44号「専決処分について（見附市公民館運営審議会委員の委嘱について）」、P33をご覧ください。委員選出する団体の役員交替に伴い、新たに委員を委嘱したものです。「学校教育関係者」として新潟小学校長の太田敬佑氏、「今町公民館利用団体協議会」から平賀三枝子氏を、平成25年4月1日付で委嘱した為、承認を求めます。

議第45号 専決処分について（見附市スポーツ推進委員の委嘱について）、

P 3 5 をご覧ください。新たに三本優氏を平成 2 5 年 4 月 1 日付で委嘱した為、承認を求めます。

議第 4 6 号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ振興審議会委員の委嘱について）、P 3 7 をご覧ください。委員選出する団体の代表者等の交替に伴い、委嘱したものです。「見附市 P T A 連合会」から高山俊彦氏、「見附市育成会連合会」から関崎正和氏を、平成 2 5 年 4 月 1 日付で委嘱した為、承認を求めます。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委 員 長

続いて、議第 4 7 号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

「学校教育法施行規則」が改正されたことに伴い、現行「見附市立学校管理運営に関する規則」の条番号のみを改正します。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

次に、議第48号 平成25年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、議題とします。関係課長に説明を求めます。

学校教育課長

「いじめ対策等生徒指導推進事業費」について、P43をご覧ください。県委託事業「いじめ対策等指導推進事業」採択に基づき、1,313千円を補正します。小中学校9年間を見通した社会性育成プログラムの開発、検証を行う事業であり、いじめや不登校等の問題解消、未然防止を目指します。

「学校評価の充実・改善のための実践研究事業費」について、P44をご覧ください。国委託事業「学校評価」採択に基づき、1,311千円を補正します。学校のマネジメント力強化を図る実践研究に取り組めます。

「コミュニティースクールの推進への取り組み事業費」について、P45をご覧ください。国委託事業「コミュニティースクール」採択に基づき、1,622千円を補正します。「熟議」の創出と「協議」の取組により、学校が元気になるサイクルの構築を図ります。

「見附防災スクール推進事業」について、P46をご覧ください。県委託事

業「防災スクール推進事業」採択に基づき、257千円を補正します。昨年度実施した国県委託事業「防災キャンプ事業」の実績を活かし、継続発展する事業であり、名木野、今町小学校を会場に実施予定です。

#### こども課長

P47「児童福祉総務一般経費」について、2,244千円を補正します。「子ども子育て関連3法」の成立に伴い、市町村は、子ども・子育て支援新制度への移行に先立ち、国が定める「基本指針」に基づき、地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。今年度、市は、子育て家庭の状況、保育需要等を把握するニーズ調査を行い、結果を事業計画に反映しつつ、「保護者」「子育て支援事業に従事する者」「学識経験のある方」の意見を反映する為の協議会を設置します。ニーズ調査作業委託料2,100千円、委員謝金144千円を計上します。

P48「放課後児童健全育成事業費」について、1,326千円を補正します。第二小学校区において、平成25年7月から放課後児童クラブを開設することが出来ることとなった為、運営する地域コミュニティへの委託料を計上します。

P49「子どもの医療費助成事業費」について、1,532千円を補正します。新潟県では、平成25年9月から「子ども医療費助成事業」拡充策として、多子世帯（子どもが3名以上いる世帯）の助成対象期間を、「中学卒業まで」から「高校卒業まで」に拡充します。見附市も県制度を活用し、多子世帯の助成対象を「高校生まで」拡充する為、医療費審査委託料41千円、システム改修委託料336千円、扶助費1,155千円を計上します。

P50「私立幼稚園就園奨励費」について、84千円を補正します。今年度から、国の補助金算定方法が変更されたことに伴い、対応する市システム改修を行う為、改修委託料84千円を計上します。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成25年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録  
署名委員ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員